

くまもとクロスイノベーション協議会見本市等出展補助金交付要項

制定 令和3年6月15日くまもとクロスイノベーション協議会事務局
(一般社団法人熊本県工業連合会事務局) 事務局長決裁

(目的)

第1条 この要項は、くまもとクロスイノベーション協議会会員である事業者等が実施する見本市等への出展事業に対し、必要な経費の一部を補助することにより、販路拡大を図り、熊本県内の産業の成長と新産業の創出を支援することを目的とする。

(補助対象者)

第2条 この要項において、補助の対象となるもの(以下「補助対象者」という。)とは、くまもとクロスイノベーション協議会会員で熊本県内に本社または主たる事業所を有する事業者とする。

2 前項の規定にかかわらず、くまもとクロスイノベーション協議会会費の未納、熊本県税及び熊本県内の市町村税において滞納があるものは、補助対象者とししない。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業(以下、「補助対象事業」という。)は、補助対象者が令和3年6月15日から令和4年2月28日までに参加する次の各号のいずれかに該当する事業とする。ただし、原則として、学会における展示を行う事業、国、他の地方公共団体等の補助金を同時に受けている事業及び即売を含む事業は、補助金の交付対象外とする。

(1) 見本市、展示会、商談会等(インターネットを活用して実施する対面型ではないオンライン型の見本市、展示会、商談会等を含む。)への出展事業

(2) 前号に掲げるもののほか、出展事業であって特にくまもとクロスイノベーション協議会事務局(一般社団法人熊本県工業連合会事務局)事務局長(以下「事務局長」)が認めたもの

(補助額)

第4条 補助金の額については、別表に定めるところにより算定した額を基礎として、予算の範囲内で定めるものとする。

(補助金の利用)

第5条 補助金の交付は、同一年度において、別表に定める事業のいずれかを、1対象者につき1回限り受けることができるものとする。

(事業計画書の提出)

第6条 補助金の交付を受けようとするものは、くまもとクロスイノベーション協議会見本市等出展事業計画書(様式第1号)に必要な書類を添付して、事務局長に提出しなければならない。

(審査及び補助事業の採択)

第7条 事務局長は、前条に規定する計画書を受理したときは、その内容を審査し、補助事業として採択した場合は、必要な条件を付して、申請者に通知するものとする。

2 前項に定める審査は、次の基準により行うものとする。

(1) 事業内容が見本市等への出展事業であり、事業拡大、販路拡大が期待できるものであること。

(2) 事業内容が市場性及び事業計画の熟度において優れていること。

(補助金の交付申請)

第8条 前条の規定による採択を受けたものは、くまもとクロスイノベーション協議会見本市等出展補助金交付申請書(様式第2号)に必要な書類を添付して、事務局長に提出しなければならない。

(補助金の事前着手)

第9条 補助金の交付を受けようとする者が、補助金の交付決定前に補助事業等に着手しようとするときは、くまもとクロスイノベーション協議会見本市等出展補助金事前着手届(様式第3号)を事務局長に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助金の交付決定)

第10条 事務局長は、第8条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認められるときは、補助金の交付を決定し、くまもとクロスイノベーション協議会見本市等出展補助金交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(計画の変更)

第11条 前条に基づき通知を受けたものが、その事業内容について変更したときは、遅滞なくくまもとクロス

イノベーション協議会見本市等出展補助金計画変更申請書（様式第5号）を事務局長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 前項の軽微な変更とは、補助目的の達成に支障がないと認められる場合であって、交付決定額の20パーセント以内の変更をいう。

（補助金の交付取消・変更）

第12条 事務局長は、前条に規定する計画変更申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認められるときは、第10条に基づき行った交付決定を取り消し、又は変更し、くまもとクロスイノベーション協議会見本市等出展補助金交付取消・変更決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第13条 交付決定を受けたものは、補助対象事業の完了後、速やかにくまもとクロスイノベーション協議会見本市等出展補助金完了実績報告書（様式第7号）に必要な書類を添付して、事務局長に提出しなければならない。

（補助金の交付確定）

第14条 事務局長は、前条に規定する実績報告書を受理し、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、くまもとクロスイノベーション協議会見本市等出展補助金交付確定通知書（様式第8号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第15条 前条に規定する通知書を受けたものは、速やかに当該通知書に係るくまもとクロスイノベーション協議会見本市等出展補助金交付請求書（様式第9号）を事務局長に提出しなければならない。

2 事務局長は、前項の請求書を受理した場合は、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第16条 事務局長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽の申請をして補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金を使用する以前に補助金を受けた団体等が解散したとき。
- (4) この要項に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、事務局長が不相当と認めたとき。

（その他）

第17条 この要項に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、事務局長が別に定めるところによる。

附 則

この要項は、令和3年6月15日から適用する。

別表（第4条、第5条関係）

1 補助対象経費、補助率及び限度額

事業区分	対象経費	補助率	限度額
見本市、展示会、商談会等への出展事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出展小間料 ・ 小間装飾料（備品のリース料並びに電気ガス水道等工事及び使用料） ・ 宿泊交通費（2名を上限・実際に要した費用・申請する見本市等出展に係る旅費のみが対象） ・ パネル・チラシ製作費（製品、サンプル、ノベルティグッズは除く。） ・ 輸送費 ・ 通訳費 ・ 翻訳費 	1/2以内	20万円 （県内は10万円）
インターネットを活用して実施する対面式ではないオンライン型の見本市、展示会、商談会等への出展事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出展に要する参加料（登録料、掲載料も含む） ・ 出展の際の自社PRのためのコンテンツ、動画作成費 ・ 輸送費 ・ 通訳費 ・ 翻訳費 	1/2以内	20万円

2 補助額

- ① 補助額は、1補助対象者において、上記の補助対象経費の総額に、補助率を乗じた額であって限度額の範囲とする。
- ② 前号の規定により算出される額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額を補助金の額とする。